

【重要】新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

2020年5月31日

関係各位

一般社団法人埼玉県バスケットボール協会
専務理事 名児耶 美久

平素より当協会の諸事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では、去る4月30日（木）に「**【重要】**新型コロナウイルス感染症の対策についてのお願い」で、各種事業（競技会、研修・講習会、会議等）を5月31日まで延期または中止をお願いしました。

政府が発出しました「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」は、5月25日（月）には全都道府県で解除されました。しかしながら、感染が終息したわけではなく、感染者数が拡大し始めてきている地域もあり、未だ油断できない状況です。

公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「**JBA**」という）は、5月28日に47都道府県バスケットボール協会、各種バスケットボール連盟等に対して、「活動の再開に際しては地域の実情を考慮し、政府、自治体、医療機関及び保健所等の公的機関の決定、要請、指示に従っていただくよう、引き続き要請してまいります」という方針を出しました。

また、事業開催に当たっての「感染拡大予防対策ガイドライン」については、**JBA**が6月上旬を目途に策定する予定になっています。

埼玉県は、緊急事態宣言解除後の5月26日（月）～7月31日（金）までを移行期間とし、3ステップに分け外出自粛や施設の使用制限等の要請を段階的に緩和していく方針を打ち出しています。

《参考：県営屋内施設等の利用について》

ステップ1 5/26～6/18 利用人員 100人以下かつ収容定員の半分程度

ステップ2 6/19～7/9 利用人員 1,000人以下かつ収容定員の半分程度

ステップ3 7/10～7/31 利用人員 5,000人以下かつ収容定員の半分程度

当協会はJBAの要請を受け、各種事業（競技会、研修・講習会、会議等）につきまして、政府、埼玉県及び県内各自治体等の決定、要請、指示に従い、事業の必要性を再検討して、延期や中止、規模縮小の判断をしております。事業開催に当たってのガイドラインについては、改めてご案内致します。

当面のチームの活動につきましては、4月1日にJBAが発信しました「新型コロナウイルス感染拡大への対応・対策に基づいたチーム活動について（要請）」にある＜チーム活動実施の条件／注意点＞を遵守して頂きますようお願い致します。

試合を楽しみにしておられた方々、開催準備にご尽力された方々には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

今後も関係諸機関発表の見解を受け、状況に応じて新たな対策を講ずる場合は、随時公表してまいります。バスケットボールに関わる団体・個人・ファンの皆様には多大なるご迷惑とご不便をおかけいたしますが、今般の事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月28日

【重要】新型コロナウイルス感染症対策について（5月28日時点）

日頃から当協会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」)では、去る4月28日(火)に新型コロナウイルス感染症への対応に関する5月末までの方針について、公式サイト等にてお知らせいたしました。政府が4月16日(木)に全都道府県に拡大した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、その後、5月14日(木)には39県において解除され、5月21日(木)には関西3府県で、5月25日(月)には全都道府県で解除されました。しかしながら、各都道府県によるスポーツ活動再開に関する指針は異なっており、全国一律の状況ではありません。

このような状況を鑑み、JBAとしては引き続き感染拡大防止について十分に留意し、今後JBAが実施予定としておりました各種事業(会議、競技会、研修・講習会等)につきまして、政府、自治体等の決定、要請、指示に従い、事業の必要性を再検討して、延期や中止、規模縮小の判断をしております。またJBAが主催する会議、その他の打ち合わせ等を行う場合については、感染拡大の防止、参加者の安全に配慮し、都道府県をまたぐ移動を控えるよう、引き続き原則WEB会議で実施をしております。

47都道府県バスケットボール協会、各種バスケットボール連盟等に対しても、その活動の再開に際しては地域の実情を考慮し、政府、自治体、医療機関及び保健所等の公的機関の決定、要請、指示に従っていただくよう、引き続き要請しております。

新型コロナウイルス感染症の国内拡大状況は落ち着きを見せておりますが、国外ではいまだ拡大が続いている地域もあります。今後は第2波を見据えた対策も重要となることから、政府等の見解を踏まえ、時々の状況に応じた柔軟な対応を心がけてまいります。新たな対策を講じる場合等につきましては、JBA公式サイト等を通じて随時公表してまいりますので、バスケットボールに関わる団体・個人・ファンの皆様におかれましては事情をご賢察のうえ、ご理解・ご協力くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

公益財団法人日本バスケットボール協会
会長 三屋 裕子

2020年4月1日

JBA登録チーム責任者 各位

JBA公認コーチライセンス保持者 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会

事務総長 田中 道博

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大への対応・対策に基づいたチーム活動について(要請)

日頃より、当協会の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

昨日(3月31日)、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に対する当協会の対応・対策として、当協会の事業(会議、競技会、研修会、講習会等)に関する延期あるいは中止の方針を、4月30日まで延長することを通知させていただきました。また、47都道府県バスケットボール協会、各種バスケットボール連盟等に対しても、原則として事業の延期または中止の対応を行っていただくよう要請しました。

このことは、各チームの活動を直接的に制限するものではありませんが、自治体や教育委員会の方針に反し、部活/クラブ活動を強行実施しているケースが見受けられるとの報道がなされ、当協会としても看過できない問題であると認識しております。当該感染症は、若年層であっても重症化する可能性があり、無症状感染者が無自覚のうちに感染を拡げる危険性も孕んでおります。何より今は、感染の拡大防止のために、日本国民が一丸となって対策に取り組むことが重要な時期でもあります。

については、チーム活動を行うにあたっては以下の内容にしたがって活動することを要請します。

国難とも言えるこの状況を共に乗り越えるべく、皆様方のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

記

<チーム活動実施の条件/注意点>

- ①小・中・高・特別支援学校の臨時休業が解かれていること。
- ②学校が再開され、かつ、所属長からクラブ活動の許可が出ていること。
- ③社会体育クラブについては、(文部科学省の通知を受け)公立学校の設置者(高校…県教委、小中学校…市町教委)が通常のスポーツ活動を許可していること。
- ④在籍するプレイヤーの所属(学校)が多数の場合、各校の対応を優先すること。
- ⑤保護者・プレイヤーの判断を優先し、参加を強要しないこと。

<感染拡大予防対策>

文部科学省が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」にある感染症対策や各行政における予防対策を参考に、最大限の感染拡大予防対策を施した上で活動をする場合には対応して下さい。

以上